

「不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案」に対する意見募集の結果について

平成 27 年 12 月 11 日
消費者庁表示対策課

1 意見募集方法の概要

(1) 募集期間

平成 27 年 10 月 19 日（月）から 11 月 18 日（水）まで

(2) 告知方法

消費者庁ウェブサイト、電子政府の総合窓口（e-Gov）ウェブサイト

(3) 意見提出方法：電子メール、FAX 又は郵送

2 意見募集の結果

(1) 意見提出総数：11 件

（内訳）

団体 6 件

弁護士 4 件

個人 1 件

(2) 御意見の概要及び御意見に対する考え方 別紙のとおり。

以上

「不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案」に対する
御意見の概要及び御意見に対する考え方

| 原案該当箇所 | 御意見の概要 | 御意見に対する考え方 |
|----------|---|--|
| 第1の2(1) | <p>不当表示によって一般消費者の意思を歪めて取引に至ることを抑止することが課徴金制度の趣旨と考えられることから、課徴金算定の基礎となる売上額の算定方法は、契約基準を原則とすべきである。(弁護士)</p> | <p>原案を維持します。</p> <p>課徴金制度の目的は、同制度の積極的かつ効率的な運用により不当表示規制の抑止力強化を図るという点にあります。</p> <p>そこで、本政令においては、当該目的を達成するため、課徴金額算定の基礎となる課徴金対象行為に係る商品又は役務の「売上額」の算定方法について、違反事業者の会計帳簿等から画一的かつ容易に認定できるよう、原則的に、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準を踏まえた引渡基準を用いることとしています。</p> |
| 第1の2(1)ア | <p>総売上額から控除する値引き額である「課徴金対象期間において、商品又は役務の不足又は不良その他の事由により対価の額の全部又は一部が控除された場合における控除額」についての「その他の事由」を明確にすべきである。(弁護士)</p> | <p>原案を維持します。</p> <p>総売上額からの控除対象としての「課徴金対象期間において、商品又は役務の不足又は不良その他の事由により対価の額の全部又は一部が控除された場合における控除額」は、商品又は役務の不十分さや当該商品又は役務についての引渡債務又は提供債務の履行の不十分さに対応した控除額を指しますが、当該不十分性は個別事案ごとに異なることがあります。そこで、数量不足や品質不良を例示した上で、「その他の事由」と規定することとしています(本政令第1条第1号)。</p> |

| 原案該当箇所 | 御意見の概要 | 御意見に対する考え方 |
|--------|--|---|
| | <p>消費者が返品したにもかかわらず事業者が返金をしていない場合、対価相当額が返金されていなくても当該相当額が控除されることになるため、「返品額」は、課徴金対象期間において返品された場合における返品商品の対価相当額でなく、返品に伴って課徴金対象期間において実際に購入者へ返金した額とすべきである。(団体)</p> | <p>原案を維持します。</p> <p>本政令においては、課徴金制度の積極的かつ効率的な運用により不当表示規制の抑止力強化を図るという同制度の目的を達成するため、課徴金額の基礎となる課徴金対象行為に係る商品又は役務の「売上額」の算定方法について、違反事業者の会計帳簿等から画一的かつ容易に認定できるよう、原則的に、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準を踏まえた引渡基準を用いることとしています。この点に関し、会計処理においては、事業者が当該商品又は役務についての代金を受領したか否かは考慮されません。</p> <p>そこで、本政令第1条においては、総売上額の算定に当たり、課徴金対象期間において引き渡した(課徴金対象行為に係る)商品又は提供した役務の対価の額を合計することとし(本政令第1条)、その際、違反事業者が当該商品又は役務についての代金を受領したか否かは関係がないこととしています。これは、上記会計処理の基準を踏まえたものといえる私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令(昭和52年政令第317号。以下「独占禁止法施行令」といいます。)第5条第1項に倣ったものです。</p> <p>このように、総売上額の算定に当たって代金の受領は関係がないことから、当該総売上額からの控除対象について、「課徴金対象期間において返品された場合」における「返品された商品の対価の額」(本政令第1条第2号。意見公募時における別紙政令第1頁はこれと同趣旨です。)とすることとし、当該商品の対価が返金されたか否かは関係がないこととしています。</p> |
| | <p>課徴金対象期間後の相当期間において返品された場合における返品商品の対価相当額についても「返品額」として課徴金算定の基礎となる売上額から控除すべきである。(団体)</p> | <p>原案を維持します。</p> <p>本政令においては、総売上額の算定に当たり、課徴金対象期間において引き渡した(課徴金対象行為に係る)商品又は提供した役務の対価の額を合計しますが(本政令第1条)、その際、課徴金対象</p> |

| 原案該当箇所 | 御意見の概要 | 御意見に対する考え方 |
|--------|--|---|
| | | <p>期間内に締結された契約に基づき引渡し又は提供がされたか否かは関係ありません。</p> <p>このように総売上額を算定することから、当該総売上額からの控除対象について、「課徴金対象期間において返品された場合」における「返品された商品の対価の額」（本政令第1条第2号。意見公募時における別紙政令案1頁はこれと同趣旨です。）とすることとし、課徴金対象期間内に締結された契約に基づき引き渡された商品の返品であるか否かは関係なく、課徴金対象期間に返品されたか否かのみを判断することとしています。</p> <p>したがって、課徴金対象期間開始前又は同期間終了後に返品された場合における返品商品の対価額は、控除対象とすべきでないと考えています。</p> <p>なお、これは、独占禁止法施行令第5条第1項に倣ったものです。</p> |
| | <p>割戻金は、通常、大量に販売したら受領した対価の一部を返金するものであるため、割戻金を課徴金算定の基礎となる売上額から控除することは、不当表示によって一般消費者に対し大量な被害、影響をもたらした場合に課徴金を減額するのと同じであり、課徴金制度の趣旨に反すると考える。したがって、割戻金を課徴金算定の基礎となる売上額から控除すべきではない。（弁護士）</p> | <p>原案を維持します。</p> <p>本政令においては、総売上額の算定に当たり、課徴金対象期間において引き渡した（課徴金対象行為に係る）商品又は提供した役務の対価の額を合計します（本政令第1条）。</p> <p>他方、「商品の引渡し又は提供の実績に応じて割戻金を支払うべき旨が書面により明らかな契約があった場合」（意見公募時における別紙政令案1頁）における「当該契約に基づき課徴金対象期間におけるその実績により算定した割戻金の額」（同頁）は、かかる「商品又は提供した役務の対価」そのものを修正するものであるといえますので、総売上額から控除することが適切であると考えます。</p> <p>そこで、本政令第1条第3号においては、総売上額からの控除対象としての割戻しについて、対価の修正といえるものに限定することとしています。</p> |

| 原案該当箇所 | 御意見の概要 | 御意見に対する考え方 |
|----------|--|---|
| | | <p>具体的には、①「商品の引渡し又は役務の提供を行う者が引渡し又は提供の実績に応じて割戻金の支払を行うべき旨（の契約があったこと）」、②課徴金対象行為に係る商品の引渡し又は役務の提供前に、割戻金を支払うべき旨が書面によって明らかな契約があったこと、③上記②の契約が、「一定の期間内の実績が一定の額又は数量に達しない場合に割戻しを行わない旨を定めるもの」でないこと、の3つの要件を定めることとしています（本政令第1条第3号）。なお、これは、独占禁止法施行令第5条第1項第3号に倣ったものです。</p> |
| 第1の2(1)イ | <p>契約基準が適用される要件の「著しい差異が生ずる事情があると認められるとき」の判断基準を明確にすべきである。（団体）</p> | <p>原案を維持します。</p> <p>御指摘の「著しい差異が生ずる事情があると認められるとき」（本政令第2条）に該当するか否かの判断基準としては、「実際に両方の方法で額を計算し、その額に著しい差異が生じたか否かによってではなく、そのような著しい差異が生じる蓋然性が類型的又は定性的に認められるか否かによって判断する」ことを想定しています。</p> <p>総売上額の算定方法として契約基準を用いる場合である「事業者が課徴金対象期間内に引き渡した（提供した）商品（役務）の対価の合計と、課徴金対象期間に締結した契約に定められた対価の額との間に著しい差異を生ずる事情があると認められるとき」（意見公募時における別紙政令第1頁）という要件は、独占禁止法施行令第5条第2項に倣ったものですが、同項における「著しい差異が生ずる事情があると認められるとき」の判断基準については東京高判平成18年2月24日公取委審決集52巻744頁等により明らかとなっており、本政令第2条に関する上記判断基準も当該判決に倣ったものとなりますので、明確であると考えています。</p> |
| 第1の2(2) | <p>本法第10条第1項に規定する一般消費者の特定について、「領収書その他の当該事実を称する資料により特定さ</p> | <p>賛同の御意見として承ります。</p> |

| 原案該当箇所 | 御意見の概要 | 御意見に対する考え方 |
|--------------|---|---|
| | <p>れたものとする」と定めることにより、事業者は実務上のトラブルが軽減されるため評価する。（団体）</p> | |
| <p>その他全般</p> | <p>概要を公示して意見公募手続を実施することは、行政手続法の趣旨を十分に満たしたものといえない。また、本法に導入される課徴金制度は事業者に多大な影響を与える可能性等がある。これらに鑑みると、本政令案の意見公募手続は具体的な条文案を示して行うべきである。（個人）</p> <p>厳しい制裁機能を有する課徴金制度における売上額の算定方法や返金措置の対象特定に係る要件を定めるのみならず、何が不当表示に当たるのかについて事業者が判断するためのガイドラインやQ&Aの充実に努めていただきたい。（団体）</p> | <p>今回当庁において意見公募開始時に公示した政令案は、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第2項の定める要件（意見公募手続において公示する命令等の案は「具体的かつ明確な内容のものであって、かつ、当該命令等の題名及び当該命令等を定める根拠となる法令の条項が明示されたもの」でなければならないこと）を満たすものであると考えています。</p> <p>景品表示法における不当表示規制の趣旨・内容については、これまでに、「不当な価格表示についての景品表示法上の考え方」（平成12年6月30日公正取引委員会）や「メニュー・料理等の食品表示に係る景品表示法上の考え方について」（平成26年3月28日消費者庁）といった各種ガイドラインにおいて具体例も挙げながら明らかにしていますが、当庁としては、今後、違反事例集を作成・公表するなどし、引き続き普及・啓発に努めたいと考えております。</p> |